

# 山形県高等学校体育連盟傷害見舞金審査委員会運営規程

第1条 この委員会は必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 委員長が事故あるときには、委員長の指名する委員がその職務を行う。

第2条 委員会は委員の半数以上の出席がなければ、審査及び見舞金の決定をすることができない。

第3条 委員会の議事については、会議録を作成しなければならない。

2 前項会議録には、その都度、議長及び委員1名の署名がなければならない。

第4条 委員会の決定事項については、山形県高等学校体育連盟（以下本連盟という）理事会、評議員会に報告しなければならない。

第5条 委員会の費用は、本連盟一般会計より支出する。

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員長が本連盟会長と協議して定める。

附則 平成5年4月1日より施行

平成15年4月23日一部改正